

# 仕 様 書

借受者は、駐車場の利用状況及び混雑状況等の実態を踏まえ、運営等について次の条件を考慮したうえで提案を行うこと。

(全般)

- 1 駐車場の開場時間は、1年間を通じて原則24時間とする。
- 2 借受者は、駐車場の運営に係る経費を自ら負担するものとする。
- 3 借受者は、駐車場内の安全を十分に確保するとともに、借受範囲において駐車場利用者が安全に利用できる状態を維持するものとする。そのため、現行の駐車スペースが減ることも可能とする。
- 4 借受者は、駐車場の利用者に対し、環境への配慮（アイドリング・ストップ等）をするよう周知に努めるものとする。
- 5 借受者は、駐車場で停電が生じた場合、速やかに駐車場利用者が出庫及び入庫できるよう措置し、停電が復旧した場合は、速やかに設置機器を復旧させることとする。

(利用料金設定)

- 6 借受者が設定した利用料金を変更する場合は、本市と事前に協議の上、決定することとする。

(利用者サービス)

- 7 借受者は、駐車場の満空情報が表示できる装置（以下「満空表示」という。）を、本市と借受者が協議の上、借受者の負担で設置するものとする。
- 8 借受者は、駐車場内における案内誘導看板及び満空表示灯（以下「案内看板等」という。）を設置する場合、駐車場利用者からの見やすさ、利便性等を確保するものとし、設置場所、大きさ及び表示内容については、本市と協議し了解を得るものとする。
- 9 借受者は、駐車場利用者に機器の説明書きを駐車場内に表示するものとする。
- 10 借受者は、駐車場内に電話またはインターフォンを取り付け、トラブルが発生した場合には、借受者と駐車場利用者が直接連絡できる体制を取るものとする。
- 11 借受者は、駐車場利用者や周辺住民から苦情等が生じた場合は、責任を持って対応し、ま

た、本市から対応要請があった場合も同様とする。

12 借受者は、駐車場内の事故、機器の故障等が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。駐車券の紛失、破損等の申し出についても同様とする。

13 借受者は、定期的に駐車場の設備等の保守、場内の清掃等を行うものとする。

14 借受者は、長期放置車両に対する対策を行うものとする。

(本市との連絡調整)

15 借受者は、緊急連絡体制を本市に届け出るものとする。

16 駐車場内での事故、設置機器に故障等が生じたときは、借受者は直ちに本市に報告するものとする。

17 借受者は、照明機器、防犯カメラ等の設置をする場合は、市と協議し、了解を得るものとする。また、防犯カメラの映像の取扱いについては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

18 機器等の光熱水費等に関する費用について、本市と借受者が協議の上、借受者が実費相当分を負担するものとする。

19 借受者は、省電力化、環境負荷の低減に配慮した駐車機器を設置するよう、努めるものとする。

20 借受者は、本市から要請があった場合には、必要となる資料等の提供について協力するものとする。

(その他)

21 借受者は、関連する法令等を遵守するものとする。

22 借受者は、本市との契約締結後、運営開始までの間、事前周知等を実施するものとする。

23 借受者は、運営の期間中、自らの負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は本市に保険証券の写しを提出すること。